

令和 3 年度第 2 回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 4 年 2 月 1 4 日

四條畷市健康福祉部保険年金課

四條畷市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和4年2月14日（月曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 市民総合センター 3階 会議室4
- 3 案 件 (1) 四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(2) 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算案について
(3) その他
- 4 出席者 副会長 岸田 敦子
委員 瓜生 照代 委員 太田 暁美
委員 山添 定明 委員 佐倉 公子
委員 野中 憲一 委員 上田 とよ子
委員 西村 進一 委員 近藤 明喜子
委員 新井 敏之 委員 佐伯 昌彦
委員 梅津 珠美
- 5 欠席者 会長 小寺 勝 委員 村上 広美
- 6 事務局 健康福祉部長兼福祉事務所長 松川 順生
健康福祉部次長兼高齢福祉課長 阪本 律子
健康福祉部次長兼保健センター所長 豊留 利永
保険年金課長 板東 彰
同上席主幹 田中 健吾
同主任 秋 和宏
徴収対策課長 杉本 一也
同主任 谷口 美江

開会 午後2時00分

○事務局

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、皆様方には、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和3年度第2回四條畷市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。現在、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間内ではありますが、感染対策を行いながら、会議を進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、小寺会長より体調不良につき、本日の会議は欠席されるとの連絡がございましたのでご報告させていただきます。

会長が不在の場合は、四條畷市国民健康保険条例施行規則第3条第2項の規定により、副会長がその職務を代理することになっておりますので、岸田副会長に議長をお願いしたいと思います。副会長、よろしくお願いいたします。

○岸田副会長

それでは、私の方で議事進行を務めさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間中となっておりますので、会議の円滑な進行について、皆様のご理解とご協力をお願いしますが、発言を妨げるものではございませんので、どうぞご発言、ご意見等いただけたらと思います。

開会に先立ちまして、昨年10月に委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。被用者保険代表の濱地委員に代わりまして、梅津委員でございます。一言ご挨拶をお願いしてよろしいでしょうか。

○梅津委員

協会けんぽ企画総務部から参りました梅津と申します。被用者保険の現状としまして、国保の運営の方法など参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田副会長

ありがとうございました。それでは始めに東市長からご挨拶を受けたいと存じます。

○東市長

皆様こんにちは。協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当協議会の開催をお願い申し上げましたところ、たいへんお忙しい折にも関わらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、平素から市政の様々な分野で暖かいご理解ご協力をいただい

おりますことに、お礼を申し上げたいと思います。先ほどから言及がございますように、コロナ禍ということで換気のために窓等を開けており寒くなっておりますが、ご理解いただきたいと思います。

いわゆる国保の都道府県化も４年目を迎えまして、令和６年度の統一基準に向けまして、皆様のご意見等を伺いながら、ようやく進んできておるところでございます。

そのような中、四條畷市といたしましては、被保険者の皆様の負担を軽減するべく、基金を活用しながら運営にあたっているところでございます。

令和４年度におきましても、引き続きコロナ禍ということもございまして被保険者の保険料負担の軽減を図るため、国保財政状況を見極めながらではありますが基金の活用をしていきたいと考えております。

本日の協議会では、２月１日付けで諮問させていただきました四條畷市国民健康保険条例の一部改正案のご審議、また、令和４年度国民健康保険特別会計予算案について、ご説明させていただきます。

今後も、市民の方々が安心して暮らしていただけることができるよう、国や府の動向を注視しつつ国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田副会長

ありがとうございます。

なお、公務の都合上、市長はここで退席されます。

(市長退席)

○岸田副会長

それでは、事務局から本日の出席委員をご報告いたします。

○事務局

本日の出席者数は１２名です。

従いまして、四條畷市国民健康保険条例施行規則第４条第１項の規定により、本会議は成立しますことをご報告いたします。なお、村上委員様におかれましては、他の所用のため、欠席する旨のご連絡をいただいております。

○岸田副会長

ただ今の報告のとおり、本会議は成立いたしております。

次に、四條畷市国民健康保険条例施行規則第５条第２項の規定に基づき、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員に野中委員さんと上田委員さんをお願いいたします。

議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局

資料の確認をさせていただきます。

まず本日の次第、次に令和3年度第2回四條畷市国民健康保険運営協議会資料と令和4年度四條畷市国民健康保険保健事業実施計画書、この2点につきましては、事前に送付させていただいております。

最後に、本日、追加で机上配布させていただいております新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免及び傷病手当金の状況について、資料は以上になります。

不足等がございましたらお申し出ください。

案件（1）「四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

○岸田副会長

それでは議事に入ります。案件（1）の「四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

○事務局

それでは説明させていただきます。資料の2ページをお願いいたします。

「国民健康保険条例一部改正（案）の概要」をご覧ください。

今般の改正については、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布され、国民健康保険法施行令が一部改正されました。その規程に準じ、未就学児の被保険者均等割額について、減額措置するものです。令和4年度の保険料から対応することになっております。所要の改正をそのために行うものでございます。

内容といたしましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から未就学児の被保険者均等割額について、5割を減額するものです。なお、低所得者軽減対象の世帯の未就学児の場合につきましては、軽減後の均等割額の5割を軽減します。

「改正の概要」欄の表をご覧ください。低所得者軽減対象の世帯の場合、被保険者均等割額については最大で7割が軽減されます。これはその世帯の全被保険者に適用されますが、その中でも未就学児の均等割については、さらに軽減後の均等割額に5割の軽減を行うことで子育て世代の負担軽減を図る改正となっております。

また、今般の軽減措置にかかる財源につきましては、国が2分の1、大阪府が4分の1、市が4分の1を負担することとなっております。

次に、新旧対照表に沿ってご説明いたします。4ページ、5ページをご覧ください。

第11条、第15条の6の2及び第20条については、今回の改正に伴う、項ずれ及び文言等の整備を行うものでございます。

続いて、6ページ、7ページをご覧ください。第20条の5については、未就学児の被保

険者均等割額について、減額措置を行う旨の改正部分でございます。

なお、賦課限度額の改正につきましては、令和３年度の政令改正では、医療分が 65 万円、後期分が 21 万円に引き上げられておりますが、大阪府においては、市町村標準保険料率を算定された時点の賦課限度額を適用することから、令和４年度については令和３年度と同額の賦課限度額としております。

また、保険料の賦課割合につきましては、令和６年度からの統一保険料率に向け、改正する予定としておりましたが、令和４年度の市町村標準保険料率の算定結果及び過去の算定結果の推移から勘案しまして、令和６年度に向けて現状の賦課割合に近づく見込みであることから、賦課割合を変更せず令和３年度と同様の賦課割合とすることとしております。

条例改正に係る説明は以上でございます。

○岸田副会長

事務局から説明がありましたが、本件は「四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、当協議会の意見を求められているものです。

これからご質問、ご意見をお受けしたいと思います。どうぞご意見、ご質問ございましたらお知らせください。

○A 委員

はい。

○岸田副会長

A 委員どうぞ。

○A 委員

皆様こんにちは。１点だけお伺いしたいと思います。今回の条例の改正ですけれども、全世代型の社会保障の一環とはいえ、机上に配布していただきましたように今般の新型コロナウイルス感染症によって、たくさんの世帯が３０％以上の減少が見込まれて減免措置を受けられる、また傷病手当を受けられる方も１３件もある。そういった中で、全世代型とはいえ今般の未就学の子どもに対する減額措置は評価するものであります。またこれは所得制限もない、全世帯が対象である点も非常に評価するところであります。そこでお伺いしますが、わかりやすく表にさせていただいていますが、７割軽減、５割軽減、２割軽減そして全く軽減のない世帯と４段階ありますが、それらは何世帯見込まれるのかをお聞きしたいと思います。

○岸田副会長

事務局お願いします。

○事務局

対象の世帯でございますが、今回予算計上している内容について昨年6月時点の賦課の状況で判断しております。まず7割軽減の対象となる方は83名、5割軽減の対象が83名、2割軽減の対象が47名、軽減を受けられていない方が93名で、合計306名を基本に算定させていただいております。

○A委員

ありがとうございます。306名は結構大きな数だと思いますが、これは条例の改正でありますから申告等なくても、何と言いますか、自動的にという形で軽減になるんですよね。

○事務局

通常前年度の所得を参考にして賦課をさせていただく状況でございますが、申告されていない、所得が判明されていない方につきましては、申告のご案内をさせていただいて軽減を適用させていただいている、という状況でございます。

○A委員

分かりました。案外当事者の方々は、ご存じない情報が結構多いんですね。ですので、ていねいにご案内等をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○岸田副会長

ありがとうございました。他の委員さんはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。進行させていただいていますが、私からも1点だけよろしいでしょうか。さきほどA委員がおっしゃられたように、この内容は全国の知事会、市長会からも要望がされていたもので、ようやく前進したおかげだと私も評価したいと思います。

そこで、先ほどの対象者に加えて、本市の均等割が本年度がいくらで、新年度がいくらなのかという点と、あともう1点だけ、財政の負担割合が先ほど出されていましたが、それぞれどれ程度になる見通しなのか教えていただけますでしょうか。

○事務局

令和3年度の均等割でございますが、医療分、後期分を合わせまして35,956円、同じく令和4年度につきましては、35,975円でございます。

負担割合につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり国2分の1、府4分の1、市4分の1の形になっておりまして、先ほどのA委員から質問いただきました306名を算出させていただいたところ、予算上400万円必要になるところでございますが、こちらから4分の1で計算いたしますと市の負担は100万円になると想定しております。

○岸田副会長

ありがとうございました。進行させていただいておりますけれど、ありがとうございます。皆さまよろしいでしょうか。

ないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

それでは、皆様にお諮りいたします。

当協議会に諮問のありました「四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、当協議会として、原案のとおり答申してよろしいですか。

(異議なしの声、あり)

○岸田副会長

ご異議がないようでございます。「四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、原案どおりといたします。

なお、本件についての答申書の作成につきましては、会長、副会長に一任されたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、あり)

○岸田副会長

ありがとうございます。ご異議がないようですので、会長と調整させていただき、当協議会の意見として、市長あてに答申いたします。

委員の皆様には、答申書の写しを後日送付させていただきます。

案件（２）「令和４年度国民健康保険特別会計当初予算案について」

○岸田副会長

次に、案件（２）の「令和４年度国民健康保険特別会計当初予算案について」を議題いたします。事務局に内容の説明を求めます。

○事務局

それでは資料の８ページをお開きいただけますでしょうか。すみません、８だけページ番号が抜けてしまっておるんですが８ページでございます。

８ページなんですが「令和４年度保険料の算定について」ということで「国民健康保険財政安定化基金の活用方針」に基づきまして、基金から１億円の繰入れを行い、保険料率の設定及び予算編成をする予定でありましたが、引き続きコロナ禍の状況にあるため被保険者の皆様の負担軽減を図る観点から、また令和３年度に黒字分約９,２００万円を基金へ積立てできる見込みであり、基金保有額の状況等を勘案いたしまして、令和４年度においては１億８千

万円の繰入れを行い、保険料の引き下げを図ることとしました。

8 ページの①から④までの表は、例年お示ししているモデルケースの世帯構成において、所得階層別に保険料額を試算したものでございます。

繰入額を1億円とした場合が左側、1億8千万円とした場合の試算の比較ですが、繰入額が1億円では、すべての世帯、所得層で保険料額が令和3年度より増加する一方で、表の太枠内、1億8千万円繰入れを行った場合では令和3年度と比較して減少となる見込みでございます。

この試算をふまえて、次ページの9ページになるんですが令和4年度予算案をご覧ください。基金からの繰入額を1億8千万円として予算を計上しております。

令和4年度の予算総額は左下の欄の59億8,203万3千円で、前年度比6,846万7千円、1.16%の増となっております。

まず、左側の歳入の保険料につきましては、9億3,692万7千円で、前年度比6,825万9千円の減で、これは基金の活用により減額となったものでございます。

次に、府支出金については42億3,322万8千円で、前年度比8,896万5千円の増で、この要因としては、歳出の保険給付費の増によるものでございます。

次に、繰入金につきましては、7億9,601万6千円で、前年度比4,773万8千円の増で、基金繰入金の増が主な要因でございます。

次に、諸収入につきましては、1,560万6千円で、前年度比2万6千円の増で、滞納処分費の増によるものでございます。

次に右側の歳出についてです。総務費の1億1,504万5千円は、前年度比145万円の増でございます。

次に、保険給付費につきましては、40億8,207万9千円で、前年度比8,996万4千円の増で、この要因としては、新型コロナウイルスによる受診控えの影響が大きい2年度ではなく、令和元年度実績からの推計で算出したためでございます。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、16億4,148万1千円で、前年度比2,750万2千円の減で、その主な要因としては、被保険者数の減によるものでございます。

次に、保健事業費は、7,747万2千円で、前年度比82万5千円の減でございます。内容につきましては、この後別途説明いたします。最後に予備費は財源調整によるものでございます。

簡単でございますが、以上予算の説明をさせていただきました。次に保健事業についてご説明いたします。

○事務局

それでは保健事業について説明させていただきます。

事前に配布させていただきました令和4年度国民健康保険保健事業実施計画に基づきまして4年度保健事業についてご説明させていただきます。

2 ページをご覧くださいと存じます。

2 の基本方針につきましては、四條畷市国民健康保険第 3 期特定健康診査等実施計画及び第 2 期保健事業実施計画いわゆるデータヘルス計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導等の推進など 4 つの基本方針を掲げております。

3 の事業計画につきましては、(1) の特定健康診査事業から(10)の重複多剤服薬者への健康相談事業までの事業を実施する予定でございます。

まず特定健康診査事業につきまして、コロナ禍の影響により、今年度は 9 月末時点で受診者数 589 人、昨年度と比べて受診者数で 204 人の減少、2.4 ポイント下がっております。また月別の受診者数を見ますと、デルタ株等により、感染が拡大した 7 月から 9 月までが前年度の月別と比較しましても 5 割の受診状況でございまして、感染が落ち着いた 10 月についても前年度の月別の比較としましても、さらに下がりまして 4 割程度となっております。現在オミクロン株による感染がまん延している状況からみて、今年度の受診率に大きく影響してくると認識しております。

さて、未受診者対策としましては、5 つの分類をしたうえで、それぞれの特性に応じた受診勧奨の案内を送付しているものでございます。コール、リコールを実施した上で併せて電話による勧奨も、今年度に引き続き 2 千件実施する予定でございます。

3 ページをご覧くださいと存じます。

特定保健指導事業につきましては、今年度に引き続き医師会と連携して、かかりつけ医から受診者へ受診結果を説明いただくとともに、特定保健指導対象者には、保健指導の案内を行っていただくことで、被保険者の更なる健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

また、これらの取組みにつきましては、がん検診等で既に被保険者の受診行動につながるものが明らかになっておりますので、本市においても医師会のご協力もあり積極的に取り組んでまいります。

4 ページをご覧くださいと存じます。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、特定健診結果やレセプトデータにて抽出した対象者に、受療勧奨に加えて、直営と業者委託により、保健指導プログラムを実施しております。かかりつけ医と連携しながら保健師等が面接や訪問、電話による保健指導を実施する予定でございます。

最後に、前回の協議会において、ご質問いただいた内容について、経過のご報告をしたいと思います。前回、糖尿病性腎症重症化予防事業と重複多剤服薬者への健康相談事業についてご質問いただきましたところでございます。まずは糖尿病性腎症重症化予防事業については、特定健診の結果やレセプトデータから医療機関への治療が必要な方、受診が必要な方への勧奨については、対象者 131 名に受療勧奨のリーフレットを個別に送付し、その後電話番号が判明した 76 人に、電話勧奨を行った結果 7 名の方が受療の確認をしたところでございます。

また、保健指導のプログラムについては、希望者が 11 人おられまして、かかりつけ医と連動しながら業務委託により、個別面談、電話面談等を実施しております。受療の確認は少

数でございますが、1人でも多くの方に確実に医療機関に受診していただくよう、ていねいな取り組みを進めてまいりたいと思います。

最後に、重複多剤服薬者への健康相談事業についてでございます。

重複または多剤の対象となった369名の方に個別通知を行いまして、通知後強化期間中に処方歴、実際に服薬があられた方のレセプトを確認しましたところ、重複については91名中68名の方、74.7%の方が重複服薬の解消または改善がございました。多剤においては、278名中192名の方、69.1%の方が多剤服薬の解消または改善がございました。薬剤費についてでございますが、個別の通知前と通知後を比較しまして1人、1か月あたりなんですけど、1,519円の差額がございました。1か月あたりの平均の薬剤費の差額につきましても48万4,370円となっております。レセプトデータに基づいて適正な医療機関への受診や適切な服薬をめざして個別に案内をすることで、このような大きな効果が出ていますので、今後も継続した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

保健事業につきましては、以上でございます。

○岸田副会長

ありがとうございました。いろいろ説明していただきまして、数字の確認なんですけど、今重複多剤服薬者への健康相談事業で改善されたのは1,519円ですか。万円ではなく。

○事務局

1か月の1人あたり1,519円です。

○岸田副会長

1人あたりですね。失礼しました。それではこれから、ご質問、ご意見をお受けします。ご質問、ご意見のある方ございませんでしょうか。

○A委員

はい。

○岸田副会長

A委員どうぞ。

○A委員

それでは2点ほどお伺いしたいと思います。まず8ページの表、非常にわかりやすく書いていただいております。よくわかりました。それで予算案の方なんですけれども、先ほど市長のご挨拶でもありましたけれども基金の投入により保険料を抑える、これは本当に議会からの要望があって実現したものなんですけれども、この中で黒字になって9,200万円ほどの積み増しができたということですが、その黒字の要因についてお伺いしたいというのが1

つ、それから今回１億８千万円を投入して、令和４年度があります。そして令和５年度とあるわけなんです、その時の基金残高がいくらになるのかをまずお伺いしたいと思います。

○岸田副会長

事務局お願いいたします。

○事務局

要因ということについてですが、委員ご指摘の通り令和３年度におきまして約９,２００万円を基金に積んでいるところでございます。要因といたしましては当初予算では被保険者数を約１万１,５００人程度で見込んでおったんですけれども、年度平均では１万１,７００人ですので、被保険者数の減少がそれほど多くなかったということと、社会保険からの加入が例年よりも１００人ぐらいということ、あとは収納率が２年度につきましては１.３３ポイント上昇したといったような内容がございますので、黒字というところで基金の方に積み立てをさせていただいたところでございます。

基金の残高につきましては、令和３年度につきましては約４億７,５００万円というところでございます。

○Ａ委員

ありがとうございます。令和３年度で約４億７,５００万円なんですね。ということは１億８千万引いたらあと３億ほど、という理解でいいんですね。

○岸田副会長

事務局お願いします。

○事務局

４年度に入りまして、今回提案をさせていただいた基金の活用が１億８千万円でございますので、剰余金を度外視させていただくと４億７,５００万円から１億８千万円を引かせていただく形になりますので、委員ご質問のとおり約３億円の残高ということになろうかと思います。

○Ａ委員

ありがとうございます。ということは令和５年度の時も、情勢によってはそういった使い方もあるのかなと思います。よろしくお願いいたします。

それと黒字の要因であったのが、被保険者の減少がそれほど多くなかった、それから社保からの加入者が１００人ぐらい多かった、だけではなくて３番目の収納率のアップ、１.３３ポイントアップがあったと説明いただきました。それにはまた職員の皆様方のいろんな苦勞等があったと、それには感謝したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは保健事業の方でお伺いしたいと思います。先ほど改善の人数は少ないとありましたけれど、一人ひとりの健康から守っていくことは大事だと思います。この取り組みは評価するところでもあります。ちょっとお伺いしときたいんですけども、いろんな事業のなかで委託をされておられます。当然、医師会さんと連携されているとかあると思いますけれどもそれ以外に業者委託と表現されているところが何個かあります。例えば2ページの②の未受診者の対策、これは委託されてもイメージは湧くんですけども、例えば4ページの下の方で糖尿病治療中断者への受療勧奨、これが業者委託とあります。そして保健師・管理栄養士等が電話による受療勧奨等を実施する、とあります。またその下の保健指導プログラムでも業者委託で、と書かれていますけれども、今般の業者委託というのは、保健師さんや管理栄養士さんを持っておられる業者に委託をして、直でデータと言いますか、対象者の方の情報を提供してやっていただくということなんでしょうか。

○岸田副会長

事務局お願いします。

○事務局

業者委託につきましては、保健師や管理栄養士を配置することを仕様書に記載させていただいております。流れとしましては、受診者のレセプトデータをお渡しさせていただいた中で、受療が中断されている方を抽出しまして、電話勧奨もしくは通知から始まりまして面談までを行っていく。生活改善なども面談の中で指導していくという形で実施しております。

重複多剤につきましても、同じように委託後にレセプトデータを業者にお渡しさせていただいて、基準に基づいて対象者を抽出していただいて健康相談させていただく、そういった内容で委託させていただいております。以上です。

○A 委員

いろんな業者がおられるということですね。わかりました。そういう専門家の方々が進めさせていただくのであれば、それで構わないんですけども、例えば委託した業者さんからこういったことがありました、という報告というか、参考になるような話をされる機会はあるのでしょうか。

○岸田副会長

事務局お願いします。

○事務局

最終的に、個別のところでは特徴的な方については、フィードバックしていただくとか報告とかはあつたりします。あと別に仕様書の方で報告書を求めていますので、先ほどの個別の11人についても個別に報告書に基づいてフィードバックしていただくと。次に事業展開す

る時に活用することはさせていただいております。以上です。

○A 委員

分かりました。より充実して市民の皆様が改善に向けて頑張れるようお願いしたいと思っています。以上です。

○岸田副会長

ありがとうございました。他にご質問ある方はございますでしょうか。

はい、B 委員。

○B 委員

いつもお世話になっております。特定健康診査事業のことで教えていただけたらと思います。2 ページの②の未受診者対策なんですが、未受診者をデータ分析により 5 分類し特性に合わせた勧奨を行っているということなんですが、この 5 分類がどのように分類されているのかなというところと、まずおそらく 1 回目 9 月に勧奨されて、2 回目の勧奨を 1 月に送られる予定になるのかなと思うんですけども、これは 9 月に勧奨されて受診されたかどうか確認してから 2 回目の勧奨を送られるのかどうか教えていただけたらと思います。

○岸田副会長

事務局お願いします。

○事務局

B 委員から、特定健診について 2 点ご質問いただきました。今回 5 分類につきましても、まずはレセプトデータに基づき、どれぐらいの受診があるのかというところに重きを置いております。7 年間のレセプトデータから受診歴がどれぐらいあるのか、定期的に受診されているのか、放っておいても大丈夫な方なのか、不定期な方なのか、全然受けておられない方、そういった形と不定期についても 3 年以内に受けているかどうかという部分を含めて、積極的な方からちょっと勧奨不可的な、押してもなかなか難しい方を含めまして、5 分類にさせていただいて勧奨をさせていただくとしております。

1 月にリコールする時については、コールした時の受診状況をみますので、それで受診されていない方に 1 月に再度コールをかけるという形にしております。以上です。

○岸田副会長

ありがとうございました。他に、ご質問等ございますでしょうか。

他にご質問はないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

案件（３）「その他」

○岸田副会長

次に、案件（３）の「その他」とありますが、事務局、何かありますか。

○事務局

それでは、本日配布させていただいております「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免及び傷病手当金の状況について」をご覧くださいと思います。

案件ではなく報告になりますが、先般の新型コロナウイルス感染症の再拡大に関連して、新型コロナウイルスによる減収や受診など、被保険者への影響をかんがみて、保険年金課では、前年度に引き続き国民健康保険料の減免申請及び傷病手当金の支給を受け付けているところです。傷病手当金については、前回協議会で適用期間の延長は、令和３年１２月末までとされたことについてご報告させていただきましたが、その後の国通知により、令和４年３月末まで再度適用期間が延長されていますので、これらの直近の状況をご報告させていただきます。

保険料の減免については、１月末時点で申請が９６件、減免額が１,７７７万９,２６０円となっております。前年度、そのまた前の年度の令和元年度につきましては減免実績をご覧くださいと思います。

また、傷病手当金については１月末時点で申請が８件、支給額が８５万５,５３２円となっております。

保険料の減免については、現時点では令和３年中の収入額が基準となり、令和４年１月以降の新型コロナウイルスによる収入減少は対象とならないことから、令和３年度での今後の申請件数の変動は少ないものと予想しております。

また、傷病手当金については、令和４年３月末までの対象期間とされていましたが、この２月１０日付けで、国より通知がありまして令和４年６月末までの期間に延長する旨の通知がありましたので、今後も申請はあるものと考えております。案件（３）その他については以上です。

○岸田副会長

ありがとうございます。これから、ご質問、ご意見をお受けします。ご質問、ご意見のある方どうぞ。

ないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。今日委員の方々からご意見、ご要望のあった件については、今後の国保運営に生かしていただきますようお願いを申し上げまして、これにて会議を閉会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。本当にお疲れ様でした。

閉会 午後2時51分